

告 示

埼玉県告示第九百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	荒 木 正 則	埼玉県深谷市新戒千五百五十六番地一